

令和8年7月30日

守谷市議会議長 寺田 文彦 様

陳情者

住 所 守谷市みずき野1－4－23

氏 名 廣木 恵美 (ひろき えみ)

「令和8年6月定例会議会議案第46号守谷市手数料条例の一部を改正する条例」
の施行前に3つの事業の見直しを求める陳情

- 1 陳情の趣旨 「令和8年6月定例会議会議案第46号守谷市手数料条例の一部を改正する条例」の施行日の令和8年11月1日までに、下記3つの事業の見直しを求めます。

～①②中略（受理番号3－1号として、都市経済常任委員会へ付託のため）～

- ③拡大する市長公室のあり方を検証してください。

なぜならば、市（長）から広報されるのは、選挙期間中のような市長の夢語り、こじゅまる・ヤクルトの推し活に終始していて、趣旨やデータを示すなどしての具体的で分かりやすい施策の説明、終了した事業の客観的評価、不利益を被る市民への丁寧な説明はきいたことがありません。下記2つのwebサイトを参照の上、検討ください。

- ・Change.org「アーカスプロジェクトの移転について市民に向けて説明してください」
- ・YouTube「IZUMIOTSU NEWS」

- 2 陳情の理由 なぜ議案第46号の施行前なのか。

議案第46号によって一部窓口手数料が、一気に2.5倍になるだけでなく、議案第45号守谷市手数料の特例に関する条例も可決されたので、自動交付手数料との差は5倍となります。議案第45号の提案理由は「マイナンバーカードの利活用促進を目的に期間限定でコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付手数料の更なる減額をするため」とありますが、マイナンバーカードは任意取得です（当然のことですが、利便性だけで取得の判断をしません。例えば、任意と義務とでは国の責任のあり方が異なる、というのも判断材料のひとつです。）。また、家から近い・図書館利用や傍聴など他の用事もあるなどして、窓口の方が市民には利便な場合もあり、この差が合理的差といえるのか疑問です。

このような差をつけてまで窓口業務を縮小したいのは、議案第46号の提案理由「市民サービスの質向上及び持続可能な行政運営の適正化を図るため」だからです。しかし呪文ではないのですから、窓口業務を縮小するだけでは実現しません。そもそも市民サービスとは何でしょう。こじゅまるグッズの無料配布も含まれるのでしょうか。質の向上とは何が変わることなのか、持続可能な行政運営の適正化を誰がどういう基準で判断するのか、公開されている議会での質疑でも具体的には示されませんでした。

ですが、可決された以上は確かに実現してもらわなければなりません。そのためには目標自体が曖昧なのですから、ご多忙で効率化が必須な行政にすべてまかせるのではなく、

特に市民サービスについては、納税者であるだけではなく当事者でもある市民が、疑義のある事業を一つ一つ検証していくことも必要です。見直しを求める3つの事業は、議案第46号が可決される以前から、一市民として疑義のあったものです。そして議会は、議案第46号が空手形ではなく、実効性があるものだと証明する責任があると思うからです。

上記のとおり陳情いたします。

守谷市議会 議長 寺 田 文 彦 様